第６号様式

競　争　入　札　心　得

（総則）

第１条　幕別町が発注する各種契約の入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知してください。

（入札保証金等）

第２条　入札参加者（入札保証金の納付を免除されている者を除く。）は、入札執行前に見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含んだ額）の100分の５に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、町を被保険者とする入札保証保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部を免除します。

（入札等）

第３条　入札参加者は、仕様書、図面等を熟覧のうえ、入札しなければなりません。この場合において仕様書、図面等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができます。

２　入札参加者は、入札書を作成し、封書のうえ、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

３　郵便による入札を認める場合において、前項の入札書を郵送により入札しようとする者は、その封筒に「　　入札書」と朱書し、配達証明郵便で提出しなければなりません。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

２　入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければなりません。

３　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

（代理）

第５条　入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

２　入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

３　入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

（入札書の書換え等の禁止）

第６条　入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第７条　次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1)　入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2)　入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3)　入札書に記名押印がない入札

(4)　所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札

(5)　一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
(6)　代理人が２人以上の者の代理をしていた入札
(7)　入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
(8)　郵便による入札で所定の日時までに到達しなかった入札
(9)　無権代理人がした入札
(10) 入札に関し不正の行為があった者のした入札（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
(11) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第８条　開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行ないます。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせます。

（再度入札）

第９条　開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行いますが、再度入札の執行は、２回までとします。ただし、予定価格の事前公表を行った場合は、再度入札は行いません。

２　再度入札に参加することができる者は、その前回の入札に参加した者のうち、当該入札が第７条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上の価格で入札をした者とします。

３　再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

（落札者の決定）

第10条　有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札したものを落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

２　落札者となるべき価格で入札した者が２人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

（最低価格の入札者を落札者としない場合）

第11条　開札の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者としない場合があります。

(1)　当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
(2)　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるとき。

２　前項の規定に基づき、最低の価格で入札した者を落札者としない場合は、予定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち、最低の価格で申込みをした者を落札者とします。

（入札保証金の返還）

第12条　落札者が決定した場合は、入札保証金又はそれに代える担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還します。

２　再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金又はこれに代える担保はすべて返還します。

（契約の締結）

第13条　落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約担当者の作成した契約書案に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から７日以内に契約担当者に提出しなければなりません。

（入札保証金等の帰属）

第14条　落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、町に帰属します。

２　落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額（消費税等相当額を含んだ額）の100分の５に相当する額の違約金を町に納付しなければなりません。

（契約保証金等）

第15条　契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されている者を除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、町を被保険者とする履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除します。

２　前項の履行保証保険は、定額てん補の特約のあるものとし、かつ、保険期間が契約期間の始期から終期までの期間以上のものでなければなりません。

３　契約保証金に代える担保が銀行等又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４号に規定する保証事業会社をいう。）の保証である場合においては、当該保証を証する書面を提出しなければなりません。

（入札保証金等の充当）

第16条　落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

（談合情報に対する対応）

第17条　入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴取を行うこと又は入札の執行を取りやめることがあります。

２　契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがあります。

（入札の取りやめ等）

第18条　前条第１項又は第２項に定めるもののほか、入札執行者が入札を公正に執行することができないなど特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

（入札の辞退）

第19条　入札参加者として指名された者は、入札執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができます。

２　入札参加者として指名された者が入札を辞退するときは、次の各号に掲げるところによるものとします。

(1)　入札執行前にあっては、その旨を文書又は口頭により契約担当者に連絡すること。

(2)　入札執行中にあっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

３　前項により入札を辞退する者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。

（不正行為に伴う損害賠償等）

第20条　入札に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。